

第3次那珂市環境基本計画（案）に対する意見を募集した結果について

1 意見募集の趣旨

那珂市環境基本計画は、那珂市環境基本条例の規定に基づき、那珂市の環境保全等についての目標及び施策の方向を示す計画であり、第2次那珂市環境基本計画が令和5年3月31日で満了することから、令和5年4月1日からの10年間について、新たに第3次那珂市環境基本計画を策定するにあたり、市民のかたからのご意見を募集しました。

2 意見募集の期間

令和4年12月26日（月）から令和5年1月24日（火）

3 閲覧場所と閲覧時間

- ・環境課、瓜連支所（土・日祝日、年末年始を除く午前8：30～午後5：15）
- ・市立図書館（開館日の開館時間内）
- ・市ホームページ

4 閲覧等の概要

- ・ホームページアクセス件数 135件
- ・意見総数 4件（提出者3名）

意見及び意見に対する市の考え方

意見	意見に対する市の考え方
<p>1 「放射性物質による環境汚染対策を記述してほしい」</p> <p>環境基本条例は7条(1)に、「人の健康または生活環境への被害を未然に防止し、安全で安心して生活できる環境を確保すること」を掲げている。</p> <p>'22.12月の市内施設での放射線量の測定結果を見ると、中央公民館 0.106 μ Sv/h、総合センターらぼーる 0.100 μ Sv/h と高い。2011.3.11福島第一原発事故の影響と思われる。</p> <p>東海村の日本原電東海第二原発は、再稼働に向けた安全対策工事を2024年9月まで続けるという。那珂市は東海村に接し、約5キロ圏の即時避難区域(PAZ)と約5~30キロ圏の避難準備区域(UPZ)に全域が入る。この地理的特性から、原子力災害に対応するために住民避難訓練に取り組んでいる。</p> <p>政府は、最近「原発依存度の低減」方針から一転し、電力・エネルギーの安定供給や脱炭素を理由に既設原発の再稼働、運転期間の延長、新設など最大活用へ転換姿勢を示している。原発の再稼働は、結果として使用済み核燃料を量産するが、最終処分先は決まっていない。</p> <p>いま政府が原子力政策の柱とする「核燃料サイクル」は行き詰っていると私は考える。プルトニウムなどを取り出す六ヶ所村の再処理工場は、30年経っても完成が見通せないのだ。</p> <p>地震・津波などの自然災害と併せて原子力災害が起きる「複合災害」は、いつ起きるか分からない。複合災害を想定すれば、30キロ圏那珂市民を含む94万人の安全な避難は不可能ではないか。放射能汚染は、福島事故周辺地域のように生活環境を激変させる。仮に、無事避難できても、再びわが家に戻れるか、その保証はない。</p> <p>東海第二原発の再稼働は、市民の安全な生活</p>	<p>本市では、福島第一原子力発電所の事故後、市内施設の空間放射線量を定期的に測定し、公表しています。測定値は、国の基準値未満ですが、引き続き実施していく必要があると考えております。</p> <p>今回のご意見を踏まえ、計画書に市の対応について記載いたします。</p>

<p>環境に直結する。今後こそ、放射性物質関連情報の把握や調査、市民への発信は欠かせないと思う。</p>	
<p>2 「放射能や放射性物質の記述について」</p> <p>那珂市の近隣の市町村のうち、城里町、常陸大宮市、ひたちなか市、常陸太田市、水戸市の環境基本計画には放射能や放射性物質の状況や取り組みについての記述があります。例えばひたちなか市の計画には「福島第一原子力発電所事故に係る対策の推進と環境放射線等の継続監視」という目標が掲げられています。そして市が取り組むこと、市民が取り組むこと、事業者が取り組むことが記述されています。(同市基本計画の44ページに記述)</p> <p>城里町の計画の40ページには「放射性物質による環境汚染」という記述があります。そして「2011年3月11日の東日本大震災時に発生した福島第一原子力発電事故以来、町内の放射能汚染の現状把握のため、国や茨城県など関係機関において空間線量の測定をしています。事故以来、町内の空間線量は、城里町石塚に設置された固定局において常時監視しています。(以下略)」と記述しています。</p> <p>しかし、那珂市では災害対応として空間放射線の測定を市内の公共施設等で実施し現在は基準値以下であることを確認し市のホームページで公表しているものの環境基本計画には記述されていません。</p> <p>那珂市は福島第一原子力発電所から近い所に位置し、JCO事故にも遭遇しており放射能に対する市民の関心は極めて高いものがあります。よって環境基本計画の中に放射能と放射性物質を記述することを強く要望します。</p>	<p>空間放射線量の測定と同様に、市内産の農産物や給食食材の放射性物質検査につきましても、引き続き検査を実施し、公表していく必要があることから、今回のご意見を踏まえ、計画書に市の対応について記載いたします。</p>
<p>3 「第2章 環境の現状と課題」の中に、「放射性物質による環境汚染」という記述を入れて下さい。</p> <p>「第3章 ー環境目標5ー」の中に、「放射性物質から大気・水・土壌の環境を守る」という</p>	<p>同上</p>

<p>記述を入れて下さい。</p> <p>「第4章－環境目標5《市が行う主な取組》」の中に、放射性物質による環境汚染対策の推進と環境放射線等の継続監視を明記して下さい。</p> <p>本市内及び周辺には、原子力関連施設が多数存在しています。</p> <p>1999年9月のJCO臨界事故や2011年3月の福島第一原発事故により本市も放射性物質で汚染されました。</p> <p>県の第3次環境基本計画では、「地域環境保全対策の推進」の中で大気・水・土壌・化学物質と並んで、放射性物質による環境汚染対策が上げられています。周辺自治体(ひたちなか市、常陸太田市、城里町)の環境基本計画には、放射性物質の対策が明記されており、本市の計画にも書き加えることを要望します。</p>	
<p>4「第2次環境基本計画の達成状況の記述と今後の環境の取り組み強化について」</p> <p>他市町村の環境基本計画には前回の環境基本計画の達成状況とそれを踏まえての課題について記述していることが多いと思います。</p> <p>しかし那珂市の第3次計画案には第2次計画の達成状況の記述が見当たりません。第3次計画には第2次計画の達成状況とそこから出て来る今後の課題を記述することを強く希望します。</p> <p>このような記述がないと取り組みのPLAN(計画)→DO(実行)→CHECK(点検)→ACTION(是正・見直し)のサイクルが円滑に回っていないのではないかととても気になるります。</p> <p>これを改善するためには、那珂市の環境の取り組みについて内部環境監査、外部環境監査や市民による環境監査を強化し、より良い環境マネジメントシステムにしていくことを強く要望します。</p>	<p>第2次環境基本計画では、具体的な数値目標を設定していないことから、達成状況を評価することが難しく、第3次環境基本計画には達成状況の記述がありません。</p> <p>なお、第3次環境基本計画においては、具体的な指標と数値目標を設定し、毎年、進捗管理することにより、計画を推進していきます。</p>